最終更新日：2016年4月8日

株式会社クロス・マーケティンググループ
代表取締役社長兼CEO　五十嵐 幹
問合せ先：グループ経営戦略部　03-6859-2259
証券コード：3675
http://www.cm-group.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社では、経営の透明性向上とコンプライアンスを徹底した経営を行うため、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制を充実させていくことを基本方針と考えております。コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるためには、企業環境の変化に迅速に対応できる組織体制、および公正で透明性のある株主重視の経営システムを構築し維持していくことが必要であり、そのためにも株主総会、取締役会、監査役会等の一層の機能強化に努めていく所存であります。

**【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】** 更新

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

### 2. 資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |

**【大株主の状況】** 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数（株） | 割合（%） |
|---|---|---|
| 五十嵐 幹 | 8,306,500 | 42.52 |
| 株式会社VOYAGE GROUP | 2,580,000 | 13.20 |
| 人見 茂樹 | 751,200 | 3.84 |
| 株式会社電通マクロミルインサイト | 480,000 | 2.45 |
| 株式会社ビデオリサーチ | 480,000 | 2.45 |
| 五十嵐 史子 | 390,000 | 1.99 |
| 中田 ちとせ | 360,000 | 1.84 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 | 351,400 | 1.79 |
| 株式会社SBI証券 | 322,300 | 1.65 |
| 稲垣 幹彦 | 316,500 | 1.62 |

| | |
|---|---|
| 支配株主（親会社を除く）の有無 | 五十嵐 幹 |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明

―――

### 3. 企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 マザーズ |
| 決算期 | 12 月 |
| 業種 | 情報・通信業 |
| 直前事業年度末における（連結）従業員数 更新 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における（連結）売上高 更新 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社以上50社未満 |

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社代表取締役五十嵐幹及びその近親者（同氏の二親等以内の近親者）は、2015年12月31日時点で議決権総数の46.37%を所有しております。
当社では規程を定め、当社と支配株主及び役員との取引につきましては取締役会の承認事項とし、コーポレート・ガバナンス体制を十分に機能させ、適切な事業運営に努めます。

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 8 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 2 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 5 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任していない |

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |

**【監査役関係】**

| | |
|---|---|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 4 名 |
| 監査役の人数 | 3 名 |

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役および監査役会は、会計監査人との定期的な意見交換会を実施いたします。
内部監査室は、当社およびグループ会社の内部監査を実施し、その結果およびその他関連事項に関して監査役と緊密な連携を取ると共に実施と更なる監査体制の構築を進めます。

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 2 名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 2 名 |

#### 会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 内田 輝紀 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |
| 田原 泰明 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 内田 輝紀 | ○ | 大蔵省（現財務省）の出身であり、退官後は財団法人や民間企業の要職に就いておりました。 | 大蔵省（現財務省）における長年の業務経験、経営者としての豊富な経験、弁護士としての幅広い識見から、当社の社外監査役に適任であると総合的に判断し、選任しております。 |
| 田原 泰明 | ○ | 川崎製鉄株式会社（現JFEスチール株式会社）の出身であります。 | 経理財務分野における長年の業務経験による豊富な経験と幅広い識見から、当社の社外監査役に適任であると総合的に判断し、選任しております。 |

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 | 2 名 |

その他独立役員に関する事項

―――

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新 | ストックオプション制度の導入 |

該当項目に関する補足説明 更新

当社グループの業績目標達成の意欲の向上及び企業価値の向上による株価の上昇をより高めることを目的として導入しております。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 更新 | 社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員 |

該当項目に関する補足説明 更新

上記付与者のうち、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対して、当社グループの業績目標達成の意欲の向上及び企業価値の向上による株価の上昇をより高めることを目的として、業績目標の達成条件及び一定の株価水準を下回る場合、本新株予約権は消滅するという条件付きで有償ストックオプションを付与しております。
また、当社取締役に対して行使価額を基準として当社株価が一定値まで下落した場合には、新株予約権の権利行使を義務付ける有償ストックオプションを付与しております。

## 【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| （個別の取締役報酬の）開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

該当項目に関する補足説明

報酬総額が1億円を超える者はおりませんが、事業報告書および有価証券報告書において役員区分ごとの開示を行っております。

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬は、株主総会で承認いただいた報酬限度額の範囲内で、取締役については取締役会決議により決定いたします。

## 【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役のサポートに関しましては、総務法務部が担当いたします。取締役会開催案内、当該資料の事前送付を行う等連絡を密に取り合って意思の疎通を図ります。

# 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社取締役会は、迅速な意思決定や業務執行を実現するため、当社業務に精通した取締役5名(社外取締役は選任しておりません)によって構成し、原則毎月1回開催いたします。取締役会においては、経営の基本方針、法令や規程で定められた事項、経営に関する重要な事項の決定を行います。
当社監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の3名によって構成されており、内2名が社外監査役であり、独立かつ客観的な立場から経営監視を行います。また、社外監査役に証券行政の実務経験を有している弁護士が1名就任しており、客観的かつ専門的視点から監査を行います。
内部監査につきましては、内部監査室を設置し、重要性、法令遵守およびリスク等を考慮して、業務監査を計画的に実施いたします。また、被監査部門に対して具体的な助言・勧告・業務改善状況の確認行うとともに、監査役および会計監査人との意見交換により、内部統制組織の監視および牽制を行います。
役員候補者の指名については、人格、識見、経歴等を勘案し候補者として取締役会で決定した後、株主総会に諮ります。
役員報酬については、株主総会で承認いただいた報酬限度額の範囲内で、取締役については取締役会決議、監査役については監査役の協議により決定いたします。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、事業内容及び企業規模に鑑み、執行機能と管理監督・監査機能のバランスを効果的に発揮する観点から、現状の体制が当社にとって最適であると考えております。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

### 2. IRに関する活動状況 更新

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 年2回以上の説明会を開催する予定であります。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | IR資料のホームページ掲載については、決算情報、決算情報以外の適時開示情報、決算説明資料、株主総会招集通知等を、以下のURLで掲載いたします。<br>URL：http://www.cm-group.co.jp | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | グループ経営戦略部 | |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 企業行動憲章において、ステークホルダーとの適正な関係の構築や発展を規定しております。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 企業行動憲章において、当社は広く社会に有用な存在であり社会的責任を果たすことを規定しております。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 企業行動憲章において、企業情報を積極的かつ公正に開示することを規定しています。 |

## Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する基本方針は以下のとおりであります。

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(a)企業価値の向上と、社会の一員として広く社会から信頼される企業となるため、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範等を遵守し、公正で高い倫理観に基づいて行動をする企業風土を構築するため、コンプライアンス体制を確立する。

(b)法令・定款及び社会規範等の遵守体制の実効性を確保し、定着と運用の徹底を図るため、研修等により必要な啓蒙・教育活動を推進するものとする。
(c)法令・定款及び社会規範等の違反行為等の早期発見・是正を目的として、内部通報制度を設け、効果的な運用を図る。
(d)反社会的勢力に対しては一切関係を持たず、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、所轄警察署や顧問弁護士等の外部専門化との連携につとめ、組織全体として毅然として排除する体制を整備する。
(e)財務報告の信頼性を確保し、社会的な信用の維持・向上に資するために、有効かつ実効的な内部体制が確保されるような体制の整備を行う。
(f)内部監査室は、各部門の業務執行状況及びコンプライアンスの状況等につき定期的に監査を実施し、代表取締役社長以下関係取締役及び監査役に報告を行う。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「情報文書管理規程」「文書保存・処分規程」等に基づき、適切に管理する。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(a)「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、取締役及び使用人の権限と責任を明確に定めるとともに、これに基づくリスク管理体制を構築することにより、リスクの軽減を図る。
(b)不測の事態が生じた場合には、情報開示を含めた迅速な危機管理対策が実施できる対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整備する。
(c)経営戦略に関する意思決定など経営判断に関するリスクについては、取締役会等において十分に議論を尽くし、かつ必要に応じ外部専門家等の意見を聴取し、意思決定を行う。
(d)内部監査室は、各部門のリスク管理体制の状況等につき定期的に監査を実施し、代表取締役社長以下関係取締役及び監査役に報告を行う。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(a)取締役会を原則毎月１回開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、職務執行の状況を監督する。
(b)取締役及び使用人の業務分掌及び職務権限を社内規程で明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。
ホ. 当社及びその関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a)「関係会社管理規程」に基づき、当社関係会社を管掌する部門長を置き、関係会社の業務執行状況を監視・監督する。
(b)関係会社の経営上の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告するものとする。
(c)関係会社代表は、定期的に会社の運営状況について当社に報告するとともに、グループ間の情報共有・意思疎通を図る。
(d)当社の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき関係会社の監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び常勤監査役に報告する。

ヘ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
(a)当社の内部監査室が、監査役の求めに応じて監査役の職務を補助する。
(b)監査役が補助者の採用を希望する場合は、代表取締役社長と監査役が意見交換を行い決定する。

ト. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
(a)監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとする。
(b)当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとする。

チ. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(a)常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する文書等を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めるものとする。
(b)取締役及び使用人は、当社の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上・財務上の諸問題や、著しく損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告するものとする。

リ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(a)監査役と代表取締役社長及び他の取締役との間で、意見交換会を適宜に開催する。
(b)監査役及び内部監査室は、会計監査人を交えての情報交換等の連携を図るものとする。

参考資料「模式図」をご覧ください。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(a)当社は、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関りあいを持ちません」とその旨を反社会的勢力に対する基本方針及び反社会的勢力対策規程に定めており、不正な取引の強要は断固これを拒否することを基本方針としている。
(b)当社では、反社会的勢力への対応に関する統括部署を総務法務部としており、万が一反社会的勢力等から不当要求等、直接、間接を問わず不当な介入を受けた場合には、警察署等の関係行政機関、顧問弁護士と連携して対応し、適切な対応がとれる体制を構築している。
(c)新規取引先との取引開始にあたっては、外部調査機関の活用や既存取引先からの情報収集等を行い、必ず事前調査を行っている。
(d)株主の属性判断を行う際には、所轄警察署との連携による身元照会を実施し、反社会的勢力の排除に努める。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

該当項目に関する補足説明

―――

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

